

改正労働安全衛生法Q&A

Q 1 同じ場所で作業を行う全ての作業員に対する安全衛生対策とはどういうことですか？

- A 1**
- ◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対して「退避」や「立入禁止」等の安全衛生対策に係る措置を行わなければなりませんでしたが、しかし、同一の作業場所において作業に従事する者は、雇用契約の有無にかかわらず、同様の危険にさらされるという実態があることから、当該措置の対象者が「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されたものです。したがって、危険を防止する立場にある事業者は、直接雇用する「労働者」のみならず、一人親方や協力会社の労働者など直接雇用契約の無い「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に係る労働災害の防止を図ることが求められることになりました。



Q 2 注文者の安全配慮義務の適用は建設業だけではないのですか？

- A 2**
- ◆ 注文者の安全配慮義務は、特に建設工事の発注において、不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、建設工事の注文者が主たる対象とされてきました。しかしながら、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨が明確にされたものです。



Q 3 荷主には注文者としての配慮義務があるのですか？

- A 3**
- ◆ 仕事を他者に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれ」がある条件を付さないように配慮をしなければならないことになりましたので、荷主等が仕事を陸運事業者等に請け負わせる場合にも当然労働者等の安全衛生に配慮する義務が生じることになります。したがって、荷主等（業務の注文者）は、注文時に施工方法や作業方法、納期、請負金などに配慮することが求められます。

改正労働安全衛生法Q&A

Q 4 荷主が配慮しなければならないことは具体的にどのようなことですか？

A 4

◆ 「注文者（荷主）」が業務を注文する際に必要な配慮は、①作業場所②作業方法③作業に使用する機械・設備等④作業に使用する原材料等⑤作業時間帯等を指定する場合に、その指定内容に応じて、安全衛生上留意すべき情報等を明示することです。安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、その金額を安全衛生経費として計上することも必要な配慮です。

なお、注文内容の変更により、新たに教育・研修が必要となった場合には、それに要する費用を追加する配慮も必要となります。

◆ 「施行方法、作業方法、工期、納期等」には、工程や請負金の費目等が含まれます。また、無理な納期の設定・変更や、当初予定がなかった条件の注文後の付加等も「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれ」に含まれます。

◆ 発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、受注した陸運業者が作業する時に初めて具体的な状況が分かるような場合には、作業場所の管理者（注文者の場合もある）が①適切な作業環境の確保を求める②管理者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示するなどの対応を行うことが配慮しなければならないことに含まれます。

Q 5 荷主が配慮しなかった場合はどうなるのですか？

A 5

◆ 荷主が、陸運事業者に無理な作業方法を押しついたり、納期について十分な配慮をしない場合は、労働安全衛生法違反になるとともに、荷主は、民事上の安全配慮義務違反を問われるおそれがあります。

◆ 陸運事業者の皆さんに対して、荷主が業務の注文に関して、安全で衛生的な作業の遂行の配慮をしない場合には、荷主に対して、安全で衛生的な作業の遂行に配慮をお願いしたいと申し入れることはできます。この度の法改正を契機として、荷主に協力を求める話し合いを続けていくことが必要です。